

# ニューヨーク市生活賃金条例に関する一考察

岸 道 雄

- I. はじめに
- II. ニューヨーク市の生活賃金条例の歴史と近年の取り組み
- III. ニューヨーク市の生活賃金条例に関する考察と日本への示唆

## I. はじめに

日本の地方自治体において公契約条例を制定する動きが広まりつつある。2009年9月に千葉県野田市が日本で初めて公契約条例を制定したのを皮切りに、2013年12月現在、川崎市、多摩市、相模原市、国分寺市、渋谷区、厚木市、足立区において、国の最低賃金法に基づく最低賃金とは異なる最低賃金設定を求める賃金条項をもつ公契約条例が制定されている<sup>1)</sup>。全国建設労働組合総連合によると、公契約法等を求める意見書採択・条例制定した全国の地方自治体の議会数（2013年7月17日現在）は、903にも上っている<sup>2)</sup>。こうした日本における公契約条例の特徴は、地方自治体が発注する一定金額以上の請負工事契約や工事以外の業務委託契約において、契約締結先企業に対して賃金下限額を設定し、その遵守を求めていることである。またこうした賃金下限額は最低賃金法により定められる当該都道府県の地域別最低賃金額よりも高い金額に設定される。こうした我が国の公契約条例のモデルとなったと考えられるのが、アメリカの生活賃金条例（Living Wage Ordinance）である。1994年バルティモア市で初めて制定されて以降、現在140以上もの地方自治体が生活賃金条例を制定していると言われている<sup>3)</sup>。本論文は、そうした中、近年、市長と議会生活賃金条例制定を巡って訴訟にまで発展したニューヨーク市の生活賃金条例の歴史、近年の適用拡大に向けた動き、現状と課題、そして日本の公契約条例および最低賃金制度への示唆を得ることを目的とする。本論文の構成は次の通りである。まず、アメリカ合衆国およびニューヨーク市における生活賃金条例の歴史および近年の取り組みについて確認する。次に低所得者

対策としてのニューヨーク市の生活賃金条例について評価を行う。最後に、ニューヨーク市の生活賃金条例の取り組みの日本の公契約条例と最低賃金制度への示唆について考察を行う。

## II. ニューヨーク市の生活賃金条例の歴史と近年の取り組み

### 1. アメリカの公契約に関わる賃金規制の歴史

アメリカ合衆国における公契約を対象にした賃金基準を設定する取り組みは、80年以上も前から行われている<sup>4)</sup>。連邦政府の財政資金による建設事業（2000ドルを超える契約）に従事する労働者に対して、少なくとも地域で支払われている産業相場賃金（Local prevailing industry wage）が支払われることを定めた「デーヴィス・バーコン法」が当時のフーバー大統領と連邦議会によって1931年に制定された<sup>5)</sup>。1万ドルを超える、物の製造及び供給に関する契約における事業に適用されるウォルシュ・ヒーリー公契約法が1936年に成立している<sup>6)</sup>。1965年には、当時のリンドン・ジョンソン大統領と連邦議会は、「マクナマラ・オハラ・サービス契約法（The McNamara-O'Hara Service Contract Act (SCA)）」を成立させた。これは、連邦政府が契約（2500ドルを超える）しているサービスの労働者（管理人、警備員、カフェ労働者等）に対して、相場賃金（Prevailing wage）を支払うことを規定したものだ<sup>7)</sup>。

また、米国州政府においては、1931年のデーヴィス・バーコン法成立前に、カンサス州において、1891年に公契約を規制する法律が制定された。その内容は、カンサス州および同州内の地方自治体との契約における公共

工事に従事する労働者に対して、当該地方において一般的に通用している賃金の支払いを請負人に義務づけるものであった<sup>8)</sup>。その後、他の州も同様の州法を制定する動きが進んだ一方で、カンサス州を含むいくつかの州において、法律を廃止、もしくは裁判所により無効とされたため、2010年現在では、ニューヨーク州を含む31州とワシントンD.C. (District of Columbia) において、公共工事契約に関して相場賃金を支払うことを求める法律が存在しているとのことである<sup>9)</sup>。

市レベルにおける公契約に関わる賃金規制を含む条例は、1994年にメアリーランド州バルティモア市において、初めて生活賃金条例 (Living Wage Ordinance) という形で制定された。当時の連邦最低賃金が時給4.35ドルだったのに対し、1996年から時給6.1ドルの最低賃金をバルティモア市が契約しているサービス提供事業者の労働者に適用することとなった<sup>10)</sup>。その後、こうした連邦最低賃金を上回る金額の時給を定める地方自治体独自の生活賃金条例制定が全米に広がり、2007年には約140もの数の地方自治体が生活賃金条例を持つに至ったという<sup>11)</sup>。

Neumark and Wascher (2008) は、アメリカの生活賃金条例の特徴として、①連邦政府や州政府が定める最低賃金よりもはるかに高い賃金水準が設定される、②各市は家族構成について異なる定義をしているものの、生活賃金は、1人のフル・タイム労働者を持つ家族が、連邦政府が定める貧困ラインに達するように設定される賃金水準である場合が多い、③生活賃金の対象者は非常に限定されたカバレッジであり、そのほとんどが市からの業務を受注する民間事業者 (City contractors) で、市からの補助金や税の減免を受ける企業も含まれる、といった3点を指摘している<sup>12)</sup>。したがって、連邦政府や州政府が定める最低賃金と比べ、その対象となるカバレッジが極めて限定されること、そうした最低賃金よりも高い水準の最低賃金額が定められることに特徴があるとみることができる。

## 2. ニューヨーク市の生活賃金条例の歴史と近年の取り組み

ニューヨーク市における公契約に関わる賃金規制は、全米の市の中でも早く、1996年に相場賃金 (Prevailing wage) に関する法律が制定された。この法律は、ニューヨーク市が契約するサービス供給に関わる民間事業者の

うち、建物サービス (管理人等)、フード・サービス、一時的なサービス (Temporary services) に従事する労働者に相場賃金を支払うことを定めたものであった<sup>13)</sup>。2002年に、市議会は初めて生活賃金条例を制定し、ブルームバーグ市長もこれに署名した。この生活賃金条例は、①ニューヨーク市が民間事業者と契約するサービスのうち、ホームケア・サービス、デイ・ケア・サービス、ヘッド・スタート・サービス<sup>14)</sup>、脳性麻痺を持つ人に対するサービスに従事する労働者のみを対象とする限定されたカバレッジだった、②ニューヨーク市が、補助金を支出した民間事業者所有の開発プロジェクト地 (スタジアム、コンベンション・センター、ショッピング・モール等) で働く労働者は適用外、③雇用者から医療保険を提供されている労働者は、最低時間当たり賃金が8.1ドル (2006年に10ドルとなった)、医療保険を提供されていない労働者は、最低時間当たり賃金9.6ドルが設定された<sup>15)</sup>。

2010年5月、ニューヨーク市から100万ドル以上の補助金 (財政支援) を受けた民間事業者所有の開発プロジェクト地で働く労働者へ生活賃金を適用拡大する条例案がニューヨーク市議会に上程された<sup>16)</sup>。この条例案で規定された生活賃金は、雇用者から医療保険を提供されている労働者の最低時間当たり賃金が10ドル、医療保険を提供されていない労働者の最低時間当たり賃金は11.5ドルである<sup>17)</sup>。この条例案の詳細は、7ページの付表の通りである。

2010年のニューヨーク市生活賃金条例の動きの背景として、①ピッツバーグ市やロス・アンゼルス市等の都市において、市から財政支援 (補助金) を受けた事業で働く労働者に対して、生活賃金を設定し、これらの政策が経済成長の低下を引き起こすことなしに、低所得階層にとって良い職を作り出しているという認識があった、②一方で、ヤンキー・スタジアムやゴールドマン・サックスの建物の建設、コーニー・アイランドの再開発等、近年、市から財政支援を受けた事業に従事する労働者の多くは、貧困の生活しかできない賃金しか適用されず、事業者からの医療保険提供もないという事実があった、③こうした市の財政支援を受けている、すなわち、多額の税金が投入されている事業において、市民は公正かつ公平な見返りを期待する権利を有しているという認識が、コミュニティ・グループ、信仰に基づく団体、市民権活動家、労働組合等の間で共有されていた、ことなど

が指摘されている<sup>18)</sup>。

こうした市民グループの支持を受けて、生活賃金適用拡大条例案提出に至ったニューヨーク市議会とは異なり、ブルームバーグ市長は当初からこの条例案に反対の意向を表明し、市議会が可決した条例案に対して、拒否権を発動している<sup>19)</sup>。その理由は、①他の場所では、こうした高い賃金を支払う必要がないにもかかわらず、100万ドル以上の財政支援を受けている事業の雇用者は支払わなければならない、②企業は、高い人件費を嫌い、ニューヨーク市への投資を回避する。そしてそれは本来創出されたであろう雇用を失うことにつながる、③あるいは、こうした高い賃金のために、市政府、すなわち、税支払者は、より寛容な財政支援を提供しなければならなくなる、④市議会は、企業所有者から収益を奪い、それを特定の選定された集団に与えようとしている。しかし、それは自由市場が機能する方法ではない。より寛容な財政支援もしくは税金と職の喪失という形で税支払者へのコストとなる、⑤賃金を引き上げる方法は、政府が法規制を設定するということではない。政府の役割は、より広いベースでの経済成長に向けて努力することであり、そうした経済成長が人々に経済的階層を上げていく機会を与えることにつながる、といったことである<sup>20)</sup>。

### 3. ニューヨーク市生活賃金条例の適用拡大の経済効果

こうしたブルームバーグ市長の反対姿勢を支持する調査報告書を、ニューヨーク市の経済開発公社 (New York City Economic Development Corporation (EDC)) が Charles River Associates という民間調査機関に委託して作成させている<sup>21)</sup>。その主な内容は、ニューヨーク市議会に提出された新たな生活賃金条例案の経済効果についてであり、①マンハッタンにおけるオフィス事業の約24%、マンハッタン外における小売事業の約33%が今回の生活賃金適用拡大によるコスト増の影響で中止される、②6,000~13,000人のニューヨーク居住者が雇用されないことになる、③34,000~62,000人の労働者が時間当たり1.65~1.67ドルの平均賃金上昇の恩恵を受け、④貧困世帯の割合を0.01~0.02%引き下げ一方で、雇用喪失により、非常に貧困度合が強い世帯の割合を0.05~0.12%増やすことになる、となっている<sup>22)</sup>。

こうしたニューヨーク市長側の調査報告書に対して、非営利経済研究団体の一つである財政政策研究所

(Fiscal Policy Institute (FPI)) とワシントン D.C. とニューヨーク市に事務所を置く非営利組織の全米雇用法プロジェクト (National Employment Law Project (NELP)) およびグッド・ジョブズ・ニューヨーク (Good Jobs New York) は、共同でこの市長側の報告書についての評価を公表している<sup>23)</sup>。その骨子は次の通りである。①不動産市場のインパクト分析において、提案されている条例案に含まれていない補助金プログラムを含めているため、分析自体に誤りがある。②不動産市場のインパクト分析は、最初から補助金がなければ開発事業が行われぬとの想定を置いている。しかし、市の報告書のアドバイザーである David Neumark 博士自身のカリフォルニアについての研究においては、経済開発補助金は雇用水準および雇用増加率において統計的に有意な効果はなかったとしている。③最も驚くべきことに、賃金水準がどのように開発事業に影響を与えるかという最も重要な証拠を精査することに失敗している。④労働市場インパクト分析においても、Neumark 博士自身の過去の研究において他の都市で80%以上の低賃金労働者が生活賃金によってカバーされているという想定を行っていることをニューヨーク市にも適用している。これは根本的な欠陥である。多くの都市において、企業への支援となる補助金を受けている事業に従事する労働者で生活賃金によってカバーされている人は非常に少ない。Neumark 博士の2003年のロス・アンゼルス市の研究において、90%の低所得労働者が生活賃金によってカバーされているとしているが、実際は1%未満の労働者しかカバーされていなかった。これは、Neumark 博士のメソドロジーが、生活賃金条例によってほとんどカバーされていない労働者における効果を測定していることを意味し、これはその地域の他の傾向をとらえ、その原因を生活賃金政策に求めていることになる。2010年に公表された、Lester & Jacobs による補助金を受ける事業を対象とした生活賃金条例の研究は、より詳細なデータ・セットを用いて雇用に関する負の影響の証拠はないとしている。この分析が、ニューヨーク市側 (EDC) による研究において推定された雇用喪失に対する強い反証を示していると言えるとしている<sup>24)</sup>。

このように生活賃金の導入、さらに言えば、最低賃金の引き上げによる雇用への影響に関して、アメリカにおける議論は未だ明確な方向性を示しているとは言い難い。生活賃金の効果、最低賃金引き上げの効果について

は、アメリカにおいて多くの実証研究があるが、その研究者の立場、そうした賃金規制に反対か賛成かによって、研究結果が対立する構図が1990年代頃から継続している。この点については、後で再び述べることにする。

なお、今回のニューヨーク市生活賃金条例の適用拡大案は、当初案から修正が行われ、最終的には、生活賃金適用のカバレッジがかなり縮小されたものとなった。その主な点は、①当初案よりも狭い対象となる裁量的な財政支援のみへ適用される、②年間の収益が500万ドル未満の小企業等が適用から除外、③補助金を受けた事業者の不動産施設所有権が50%未満の事業施設に入るテナント、サブ・テナントは適用から除外、④非営利団体、製造業企業、一部の住宅関係、Food Retail Expansion to Support Health (FRESH) programに参加している小売業者、建設契約業者、建物サービス契約業者、一部の商業開発事業は適用除外、といったものである<sup>25)</sup>。したがって、生活賃金条例適用拡大条例の最終版の経済効果は、正および負の効果があるとしても、当初案と比較してかなり弱くなったものと推察される。

2012年6月に、ニューヨーク市議会は市長の拒否権を覆す決定を下し、新たな生活賃金条例は2012年6月26日から実際に適用されている<sup>26)</sup>。これを踏まえ、ブルームバーグ市長は連邦裁判所に訴訟を起こしたものの、2013年7月に生活賃金適用拡大を阻止する「法的権限をニューヨーク市は有していない」ということを理由に、ブルームバーグ市長の訴えを退けた<sup>27)</sup>。

### III. ニューヨーク市の生活賃金条例に関する考察と日本への示唆

ニューヨーク市の2012年生活賃金条例の適用拡大について、いくつか指摘がなされうる。まず、2002年に生活賃金を時間当たり8.1ドル（医療保険あり）とし、2006年に10ドルへ引き上げられたが、その想定している世帯、計算根拠が明確でない上、全米においても物価が非常に高いニューヨーク市において、単身者であっても時給10ドルでは、家賃を含めて生活することは非常に困難と考えられる。Pearce (2010) は、ニューヨーク州の各地域における実際の生計費を根拠に算出した自己充足賃金 (Self Sufficiency Wage) を公表している。Pearce (2010) によれば、2010年南マンハッタンにお

ける自己充足賃金（時間当たり賃金）は、成人1人23.94ドル、成人1人と幼児1人35.13ドル、成人1人、幼児1人、就学前児童1人および学生1人57.71ドル、成人2人と幼児1人、就学前児童1人で22.87ドル（1成人当たり）としている<sup>28)</sup>。これらの自己充足賃金と比較して、ニューヨーク市の生活賃金がいかに低い水準であるか理解できる。

次に、生活賃金が適用されることによって、以前よりも賃金上がる低所得労働者の総賃金上昇額を誰が負担するかということがある。岸 (2012) が日本の公契約条例について議論したように<sup>29)</sup>、公契約の委託先事業者、あるいは補助金の支出先の民間事業者において、連邦政府およびニューヨーク州政府の最低賃金額（2013年現在7.25ドル）を生活賃金額の10ドルに引き上げなければならなくなった場合、どこまで民間事業者がその賃金上昇額を負担するかという問題である。これについては、サービスの業務委託契約の場合、ニューヨーク市がサービスを民間事業者から購入するため、その購入金額の中に賃金上昇分をニューヨーク市の業務委託金額に転嫁する、すなわち、パス・スルー (pass through) させることができるかどうかにかかっている。随意契約であるなら、その可能性は高いが、競争入札により事業者を選定する場合は、当然、各事業者は費用を抑制しようとするため、時間当たり賃金以外の費用項目を削減し、結果として、入札価格に大きく影響しないこともありうる。あるいは、サービスは人件費が大半を占めるケースが多いため、そのまま入札価格および業務委託価格に反映され、結果として賃金上昇分すべてではないにせよ、ある程度、業務委託価格が生活賃金適用以前に比べて高くなる可能性もあり、この場合、人件費の一部をニューヨーク市に、すなわち、税支払者に転嫁していることになる。また、開発事業の補助金を受けた事業者は、補助金内で人件費上昇分を抑えることができるかどうかということがあり、また補助金が事業開始時の1回限りの場合、その後事業が継続する限り、生活賃金以上の賃金を対象となる労働者に払い続けなければならないことにより、他の費用項目（労働時間、労働者数を含む）で費用削減を行うことで調整しようとする可能性もある。一方で、収益が上がり、会社の業績向上分で人件費増分をカバーできる、つまり生産性上昇に伴う賃金の上昇とすることができるとも可能性がある。

上で述べたように、生活賃金制定および対象拡大の影

響に関する実証研究は、最低賃金引き上げの効果と同様に、研究者と研究結果に一貫性がある。すなわち、生活賃金制定および対象拡大による雇用への負の影響がないとする代表的な研究は、Pollin, Brenner, Luce, and Wicks-Lim (2008) であり、またこれらの研究者は一貫して、雇用へ負の影響がないという研究を発表し続けている。一方、生活賃金制定および対象拡大による雇用への負の影響があるとする代表的な研究は、Neumark and Wascher (2008) であり、David Neumark 教授は、1990年代から最低賃金引き上げ、各市の生活賃金条例は雇用へ負の影響があるとする研究を発表し続けている。現時点で、アメリカにおける生活賃金条例の雇用への影響についての研究結果に関して、明確な結論は見出すに至っていないようである。

第3に、労働者の公平性の観点からみて、生活賃金条例が正当化されるのかといった疑問が生じる。岸 (2012) で議論したように、公契約に関わる労働者と補助金を受ける事業に従事する労働者といった特定の労働者グループにのみ、他の労働者よりも高い最低賃金を適用することが望ましい政策と言えるのかということである。確かに、税金で購入するサービス、税金を原資とした補助金を用いた事業において貧困に直面する労働者を生み出してはならないという主張も一定の説得力を持つ。しかしながら一方で、低所得者は、公契約サービス従事者、補助金を受けた事業に従事する労働者だけではない。こうした生活賃金の対象から漏れる人々は対象となる人々よりも多いと考えられるが、そうした人々に対しても政策として公平性を確保する必要があると考えられる。

この場合、やはり、低所得者が従事する業種、職種、会社、契約相手を問わず、公平に対応する政策としてまず挙げられるのが、最低賃金の引き上げである。しかし、最低賃金の引き上げについても、生活賃金条例の効果と同様に、雇用への負の影響、すなわち、最低賃金引き上げによって、低スキルの労働者の雇用が失われるかどうかについて、上記の David Neumark 教授を中心とする研究とそれ以外の研究で、その結論は明確に分かれています。

そうした中、Schmitt(2013)は、近年、“New Minimum Wage Research” と呼ばれる新たな研究結果が公表されているとし、そうした中で、Doucouliagos and Stanley (2009) によるメタ・スタディについてのレ

ビューを紹介し、その含意を明らかにしている<sup>30)</sup>。メタ・スタディは、他の研究者による非常に多くの分析のデータを一つにプーリングし、統計分析を行うもので、Doucouliagos and Stanley (2009) は、最低賃金引き上げについての 1424 もの推計結果のうち非常に精緻な分析のほとんどが、雇用への効果がほぼゼロのところに集中していることを明らかにした。そして彼らは、「最低賃金の引き上げからは、現実的にも、統計的にも雇用への効果は無視できるものである」「雇用への著しく大きな負の弾力性については公表セレクション（バイアス）についての強い証拠があり、こうした公表セレクション効果を除去すると、意味のある雇用への負の効果の証拠は見出すことはできない」と結論付けている<sup>31)</sup>。

さらに、Schmitt (2013) は、全米のカウンティごとの雇用増加のトレンドをコントロールし、最低賃金引き上げの雇用への効果を測定し、最低賃金引き上げの雇用への影響はないとした Dube, Lester, and Reich (2010) の研究をはじめとし、その他の最低賃金引き上げによる雇用への影響がほとんどないとする近年の研究をレビューしている<sup>32)</sup>。こうした研究結果をどのように解釈することができるかについて、Hirsch, Kaufman, and Zelenska (2011) の研究成果を援用しつつ、考えられる最低賃金引き上げの調整経路を整理している。3つの経済学理論モデル（競争モデル、制度モデル、ダイナミック買い手独占モデル）を示しつつ、①労働時間の削減、②医療保険料や年金積立金等の賃金以外の給付の削減、③労働者への研修・訓練の削減、④雇用者構成の変更、⑤製品への価格転嫁による価格引き上げ、⑥効率性の改善（雇用者側が労働者へより高い業績を求める等による）、⑦労働者からの「効率性賃金」の反応（労働者がより勤勉に働くようになる）、⑧賃金体系の圧縮（企業内の賃金分布の圧縮）、⑨企業利益の削減、⑩最低賃金引き上げによる需要増、⑪離職・就職率の低下の 11 の調整経路の可能性を提示し、そうした中でも、離職・就職率 (Turnover) の低下による費用削減、最低賃金引き上げにより、労働者が以前よりも勤勉に働くことによる生産性の向上について強い証拠があるとしている<sup>33)</sup>。

一方、日本については、大竹・川口・鶴 (2013) は、日本の最低賃金引き上げが雇用へ負の影響を与えているという研究結果が有力としている。

これまで述べてきたニューヨーク市を含むアメリカの

生活賃金および最低賃金の研究結果を踏まえた日本へ示唆は次の通りである。

まず、選択的かつ特定の労働者に高い最低賃金を設定する公契約条例を低所得者対策として活用するのではなく、労働者間の公平性の観点からはやはり、地域労働者に一律に適用される最低賃金制度のあり方の見直しで対処したほうが良い。雇用への負の影響をどう考えるかということがあるものの、日本においてもさらなる実証研究が必要との前提の下、結局は低所得者への所得を企業が負担するか、税支払者である国民、地域住民が負担するかという問題でもある。下で述べる給付付き税額控除を導入することは、税支払者である国民、地域住民が負担することを意味し、より高い賃金を支払う力があり、巨額な利益を上げ、莫大な内部留保も有している企業に対しても補助金を支出することと同じになる。

また、雇用に負の影響があるのならば、最低賃金引き上げは全く No なのか、廃止すべきなのかという根本的な問いが残る。また一方で、雇用への負の影響が軽微もしくはほとんどゼロと考えられるのであるのなら、雇用へ負の影響がないよう、最低賃金をどのような時間的視野において、どのような引き上げ幅で、いくらまで引き上げることができるのか、といった疑問も残る。

結局は、各企業、市場の労働需要の弾力性に依存する。地域により就業構造は大きく異なるため、全国一律よりも、地域の就業構造、産業構造、経済状況に合わせて都道府県単位、あるいはさらに市単位での最低賃金の設定という方向も今後検討に値するものと考えられる。したがって、現行可能であるという理由から、公契約条例という限定された特定の労働者に高い最低賃金を設定するよりも、現行の最低賃金法を改正し、上記のように、地域の経済状況を踏まえ、地域に対して、より実質的な最低賃金決定の裁量を与えるようにすることの方が望ましいと考える。また日本では、まだ導入されていない給付付き税額控除については、Rothstein (2009) が、労働供給の増加のため、税引き後所得上昇分 1 ドル当たり、23 セントが企業へ移転することになると指摘しているように<sup>34)</sup>、必ずしも完璧な仕組ではない。最低賃金が給付付き税額控除かという二者択一ではなく、将来的には、給付付き税額控除を導入するとともに、最低賃金制度と相互補完するように両者を関係づけることが重要であろう。そして、当然のことながら、労働供給側の政策、すなわち、低所得者が、失業から就業へ、低賃金

の職からより高い賃金を得られるように自らのスキル、知識、能力を高める努力とそれを後押しする有効な支援政策の組み合わせが重要である。

#### 注

- 1) 全国建設労働組合総連合ホームページ (http://www.zenkensoren.org/news/02jorei/jorei03.html) および足立区ホームページ (http://www.city.adachi.tokyo.jp/keyaku/juyo/koukeiyakujyorei.html) による。
- 2) 全国建設労働組合総連合「公契約法等を求める意見採択・条例制定した議会数」 (http://www.zenkensoren.org/news/02jorei/pdf/koukeiyaku20130717.pdf)
- 3) Pollin, Brenner, Luce and Wicks-Lim (2008) p.4.
- 4) 以下の記述は、基本的に National Employment Law Project (NELP) and Fiscal Policy Institute (FPI) (2010) *Background on the Economists Selected by the New York City Economic Development Corporation for its Living Wage Study* (http://nelp.3cdn.net/45866e5df92dd8ded7\_3cm6b95u8.pdf) p.6 に依拠している。
- 5) 清水 (1989) 445-446 頁、NELP and FPI (2010) p.6 および、松井・五十嵐 (2011) 3 頁。なお、7 年後の 1938 年には、当時のフランクリン・ルーズヴェルト大統領が主導して、「公正労働基準法 (Fair Labor Standards Act of 1938)」を連邦議会で成立させ、連邦政府としての最低賃金法が誕生した。
- 6) 松井・五十嵐 (2011) 3 頁および、アメリカ労働省 (United States Department of Labor) ウェブサイト "The Walsh-Healey Public Contracts Act (PCA)" (http://www.dol.gov/compliance/laws/comp-pca.htm)
- 7) 松井・五十嵐 (2011) 3 頁、アメリカ労働省 (United States Department of Labor) ウェブサイト "The McNamara-O'Hara Service Contract Act (SCA)" (http://www.dol.gov/compliance/laws/comp-sca.htm)、および NELP and FPI (2010) p.6.
- 8) 清水 (1989) 446 頁
- 9) 松井・五十嵐 (2011) 3 頁および、Leef (2010) p.139.
- 10) Niedt et al. (1999) P.3. Niedt et al. (1999) によれば、1999 年度において時間当たり賃金を 7.7 ドルまで引き上げられることになっていた。また、適用される公契約の種類は、フード・サービス、カーペット・クリーナー、バス・サービスなど 12 に限定されていた。
- 11) Pollin, Brenner, Wicks-Lim, and Luce (2008) p.4.
- 12) Neumark and Wascher (2008) pp.266-268.
- 13) NELP and FPI (2010) p.6.
- 14) 健康及び人的サービス省 (Department for Health and Human Services (HHS)) によれば、ヘッド・スタート (Head Start) とは、「アメリカ連邦政府のプログラムの一つ

- で、低所得者世帯の5歳児までに、認知、社会性、感情の発達を高めることにより、小学校入学の準備を行うもの」である。健康及び人的サービス省ヘッド・スタート局（Office of Head Start）ウェブサイトによる。〈<http://www.acf.hhs.gov/programs/ohs/>〉
- 15) NELP and FPI (2010) p.6 および、Living Wage NYC ウェブサイト 〈<http://www.livingwagencity.org/>〉による。なお、相場賃金（Prevailing Wage）は、現在、民間の産業で支払われている賃金水準を公契約における同業の労働者へ最低基準として適用しようとするものであるが、生活賃金（Living Wage）の概念は労働者の生計費をカバーすることに由来している（NELP and FPI (2010) p.6）。
- 16) 条例は、The Fair Wages for New Yorker Act と呼ばれる。The New York City Council Legislation ウェブサイト 〈<http://legistar.council.nyc.gov/LegislationDetail.aspx?ID=664291&GUID=A83A5A5B-9589-4589-AAD7-5B2C6884610F>〉 および、Living Wage NYC ウェブサイトによる。
- 17) NELP and FPI (2010) p.6 および、Living Wage NYC ウェブサイト
- 18) Living Wage NYC ウェブサイトおよび、Retail, Wholesale and Department Store Union (2013) p.1.
- 19) 2012年5月30日に拒否権を行使した。The New York City Council Legislation ウェブサイト 〈<http://legistar.council.nyc.gov/LegislationDetail.aspx?ID=664291&GUID=A83A5A5B-9589-4589-AAD7-5B2C6884610F>〉
- 20) The Official Website of the City of New York “Mayor Bloomberg Delivers Remarks About Job Creation And Vetoes Prevailing Wage Bill” 〈<http://www1.nyc.gov/office-of-the-mayor/news/151-12/mayor-bloomberg-delivers-remarks-job-creation-vetoes-prevailing-wage-bill>〉
- 21) Thompson, Matthew and Courchane, Marsha (2011) *The Economic Impacts on New York City of the Proposed Living Wage Mandate*, Charles River Associates. 〈<http://www.nycedc.com/sites/default/files/filemanager/Resources/Studies/CombinedReportLivingWageImpacts.pdf>〉
- 22) Thompson and Courchane (2011) pp.1-2.
- 23) National Employment Law Project, Fiscal Policy Institute, and Good Jobs New York (2011) *An Assessment of Methods and Findings of the New York City Economic Development Corporation's Living Wage Study*. 〈[http://nelp.3cdn.net/4e3713f25bfd3cf0b\\_21m6bxkni.pdf](http://nelp.3cdn.net/4e3713f25bfd3cf0b_21m6bxkni.pdf)〉
- 24) 同上、pp.24. なお、2010年の生活賃金に関する研究は次の通りである。Lester, William T. and Jacobs, Ken (2010) *Creating Good Jobs in Our Communities: How Higher Wage Standards Affect Economic Development and Employment*, Center for American Progress. 〈<http://www.americanprogressaction.org/issues/labor/report/2010/11/30/8599/creating-good-jobs-in-our-communities/>〉 この研究は、15市（Ann Arbor, Berkeley, Cambridge, Cleveland, Duluth, Hartford, Los Angeles, Minneapolis, Oakland, Philadelphia, Richmond, San Antonio, San Francisco, San Jose, and Santa Fe）における補助金を受けた事業に適用される生活賃金（business assistance living wage）条例の効果について分析したものである。
- 25) The New York City Council Legislation ウェブサイト “Local Law 37” 〈<http://legistar.council.nyc.gov/LegislationDetail.aspx?ID=664291&GUID=A83A5A5B-9589-4589-AAD7-5B2C6884610F>〉
- 26) RWDSU (2013) p.1.
- 27) New York Daily News “Mayor Bloomberg defeated in court, judge tosses suit against ‘living wage’ bill”, July 2, 2013 〈<http://www.nydailynews.com/new-york/bloomberg-suit-living-wage-bill-defeated-article-1.1388864>〉
- 28) Pearce (2010) p.73.
- 29) 岸 (2012) 323 頁
- 30) Schmitt (2013) pp.4-6.
- 31) 同上、pp.4-6 および、Doucouliagos and Stanley (2009) p.422. Doucouliagos and Stanley (2009) p.422 における記述は次の通り。“This article re-evaluates the empirical evidence of a minimum-wage effect on employment. Several meta-regression tests corroborate C-K’s overall finding of an insignificant employment effect (both practically and statistically) from minimum wage raises.” “We still find strong evidence of publication selection for significantly negative employment elasticities, but no evidence of a meaningful adverse employment effect when selection effects are filtered from the research record.”
- 32) 同上、pp.7-11.
- 33) 同上、pp.11-22.
- 34) Rothstein (2009) pp.19-20.

## 付表

### Local Laws of The City of New York for The Year 2012

#### No. 37

経済開発のための財政支援を受けた事業者により開発された施設において雇用される労働者に対し、生活賃金の支払いを保証することを求めることに関係して、ニューヨーク市の管理コードの修正のため、次のように条例を施行する。

Section 1. ニューヨーク市の管理コードのタイトルの第

1章は、次の新たなセクション 6-134 を加えるために修正される。

§ 6-134 ニューヨーク市が財政的に支援を行った職場における雇用者への生活賃金

a. このセクションは、「ニューヨーク市民のための公正賃金条例 (Fair Wages for New Yorkers Act)」として知られ、引用されうる。

b. 定義 このセクションの目的のために、次の用語は次の意味を有する。

(1) 「市」はニューヨーク市とすべての下位の、あるいは構成しているものあるいは人を意味する。

(2) 「市の経済開発体」とは、地域開発会社、非営利会社、公共の利益となる会社、あるいは経済開発利益を提供もしくは管理する他の組織 (entity) を意味する。これらとともに、小企業サービス省が、ニューヨーク市憲章セクション 1301 のサブディビジョン 1 のパラグラフ b に従って、連結する役割を担う。

(省略)

(4) 「カバーされる雇用者 (covered employer)」とは次を意味する。

(a) 財政支援助受取者

(b) 財政支援によって改善もしくは開発された不動産施設を占有しており、50%以上の所有権を保有している財政支援助受取者の施設の借入者 (tenant)、転借者 (subtenant)、借地者 (leaseholder)、転借地者 (subleaseholder)

(c) 土地使用権所有者 (concessionaire)。このセクションの目的のために、土地使用権所有者は事業合意に従って開発されるスタジアム、アリーナ、あるいはいかなる他のスポーツ施設内で運営されている請負契約者、下請け契約者、いかなるテナントも含む。

(d) 財政支援を受けて開発されたもしくは改善された施設内、財政支援助受取者の施設内で 90 日以上期間にわたって業務を行う契約もしくは下請け契約を財政支援助受取者と結んだ人、組織 (entity)。これらはテンポラリー・サービス、人材紹介会社 (staffing agencies)、フード・サービス請負契約者、他の現場でのサービス請負契約者を含む。

(5) 「被雇用者 (employee)」とはニューヨーク市内の「カバーされる雇用者」により雇用される人を意味する。この定義に含まれるのは、フルタイム、パートタイム、一時的あるいは季節ベースで働く人、独立請負契約者、派遣あるいは契約労働者等である。しかし、もし財政支援が特定の不動産施設に対するものである場合は、その財政支援が関係する施設で雇用される人のみが対象となる被雇用者である。

(省略)

(7) 財政支援は、不動産施設の改善、開発、経済開発、職の維持増加や他の同様の目的のために財政支援助受取者に対して提供される支援を意味する。それは、(a) 直接ニューヨーク市による、(b) 間接的にニューヨーク市の経済開発機関により提供される。またそれは全部もしくは一部分支払われる。財政支援助受取者がニューヨーク市もしくはニューヨーク市の経済開発機関と事業合意する際に、総額 100 万ドル以上の現在金銭価値となることが期待される。財政支援は、現金支払いの補助金、公社債金融、減税あるいは免税 (不動産施設、抵当権設定に関わる税、売上および使用税、もしその不動産施設が税の支払いから免除されなかった場合に支払わなければならない税等の減免税)、開発後の税収増を返済資金とする資金調達による支援 (tax increment financing)、申請費用の免除、エネルギー費用の減額、環境回復費、建築物や土地、リース物件の市場価値の評価切り下げ等である。(以下、省略)

(省略)

(9) 生活賃金は、時間当たりの生活賃金レートと健康保険給付補助レートの合計を下回らない時間当たりの

報酬パッケージを意味する。このセクションを加えた条例の施行日から、生活賃金レートは時間当たり10ドル、健康保険給付補助レートを1ドル50セントとする。（中略）2013年以降、生活賃金レートと健康保険給付補助レートは、労働省の労働統計局が公表している全項目についての消費者物価指数、医療ケアの消費者物価指数それぞれの前年同月比上昇率に基づいて調整される。調整される生活賃金レートと健康保険給付補助レートは、5セント単位で四捨五入される。そうした調整は毎年1月1日以前に発表され、新しい生活賃金レートと健康保険給付補助レートは毎年の4月1日に適用される。（以下、省略）

（省略）

#### c. 求められる生活賃金（Living Wage Required）

- (1) カバーされる雇用者は被雇用者に対して生活賃金以上を支払う。
- (2) このセクション下にある彼ら雇用者自身の義務を果たすことに加え、財政支援受取者は、財政支援で改善もしくは開発された不動産施設内で業務を行うすべてのカバーされる雇用者達がこのセクションの他の要件を満たし、生活賃金以上を彼らの従業員に支払うことを確実にするよう協力する。
- (3) このセクションの要件は、事業合意による事業の開始日か、事業合意による事業が業務を開始する日のどちらか遅い方の日から、財政支援の期間と10年間のどちらか長い期間において、適用される。

#### d. 除外（Exemptions）

このセクション下で規定されている要件は、このセクションのサブディビジョンのパラグラフ2に示されている報告要件に関わることを以外に、次の主体あるいは人には適用されない。

- (1) 年間総収益が500万ドル未満の小企業雇用者。雇用者が小企業としての資格があるか否かについて決定

する目的のために、親会社、子会社、あるいは共通の親会社によって所有もしくはコントロールされている会社の収益はすべて合算される。

- (2) 雇用者がNPO組織
- (3) 事業地における主な業種が、北米産業分類システムによって定義される製造業に該当する雇用者
- (4) 事業地において、住宅の占める割合が75%を超え、かつ、住宅の75%以上が地域の中位所得の125%を下回らない家族向けのものといった事業地内で業務を行う雇用者
- (5) Food Retail Expansion to Support Health (FRESH) プログラムに参加しているグローサリー・ストア

- (6) 雇用者が、監視員、警備員、ドア担当者、建物清掃人、荷物運搬人、雑役人、管理人、庭師、グラウンド・キーパー、火を扱う人、エレベーター運転担当者、窓清掃人等の業務を含む建設請負契約者、建物サービス請負契約者

（以下、省略）

（出所）New York City Council Legislation “Requiring the payment of a living wage to employees employed on property developed by recipients of financial assistance for economic development” のウェブサイトにある Local Law 37 の一部を抜粋し、筆者和訳

#### 参考文献資料リスト

- 足立区ホームページ〈<http://www.city.adachi.tokyo.jp/keyaku/juyo/koukeiyakujyorei.html>〉（最終アクセス日：2013年12月1日）
- 大竹文雄・川口大司・鶴光太郎 編著『最低賃金改革 日本の働き方をいかに変えるか』日本評論社、2013年
- 岸 道雄「民間委託等の公契約条例に関する一考察－公平性と経済学の観点から－」『政策科学』19巻3号、立命館大学政策科学会、2012年
- 〈[http://www.ps.ritsumei.ac.jp/assoc/policy\\_science/193/193\\_19\\_kishi.pdf](http://www.ps.ritsumei.ac.jp/assoc/policy_science/193/193_19_kishi.pdf)〉（最終アクセス日：2013年12月1日）
- 清水敏「公契約規制立法にかんする一考察」『早稲田法学』第64巻第4号、早稲田大学法学会、1989年

- 〈<http://dspace.wul.waseda.ac.jp/dspace/bitstream/2065/2162/1/A03890546-00-064040439.pdf>〉 (最終アクセス日: 2013年12月23日)
- 全国建設労働組合総連合ホームページ 〈<http://www.zenkenoren.org/news/02jorei/jorei03.html>〉 (最終アクセス日: 2013年12月1日)
- 松井祐次郎・五十嵐恵「公契約における労働条項—公契約法/条例による賃金規制をめぐる動向と課題—」『調査と情報』第731号、国立国会図書館、2011年  
 〈<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/issue/pdf/0731.pdf>〉 (最終アクセス日: 2013年12月23日)
- Doucouliagos and Stanley (2009) "Public Selection in Minimum-Wage Research? A Meta-Regression Analysis", *British Journal of Industrial Relations*, 47:2.
- Dube, Arindrajit, T. William Lester, and Michael Reich (2010) "Minimum Wage Effects Across State Borders: Estimates Using Contiguous Counties" *The Review of Economics and Statistics* 92 (4).  
 〈<http://www.irle.berkeley.edu/workingpapers/157-07.pdf>〉 (最終アクセス日: 2013年12月23日)
- Hirsch, Barry T., Bruce Kaufman, and Tetyana Zelenska (2011) "Minimum Wage Channels of Adjustment" *IZA Discussion Paper* No. 6132. Germany: Institute for the Study of Labor. 〈<http://ftp.iza.org/dp6132.pdf>〉 (最終アクセス日: 2013年12月22日)
- Leef, Gregory C. (2010) "Prevailing Wage Laws: Public Interest or Special Interest Legislation?" *Cato Journal*, Vol. 30, No.1. 〈<http://object.cato.org/sites/cato.org/files/serials/files/cato-journal/2010/1/cj30n1-7.pdf>〉 (最終アクセス日: 2013年12月22日)
- Lester, William T. and Jacobs, Ken (2010) *Creating Good Jobs in Our Communities: How Higher Wage Standards Affect Economic Development and Employment*, Center for American Progress.  
 〈<http://www.americanprogressaction.org/issues/labor/report/2010/11/30/8599/creating-good-jobs-in-our-communities/>〉 (最終アクセス日: 2013年12月1日)
- Living Wage NYC  
 〈<http://www.livingwagencity.org/>〉 (最終アクセス日: 2013年12月22日)
- National Employment Law Project and Fiscal Policy Institute (2010) *Background on the Economists Selected by the New York City Economic Development Corporation for its Living Wage Study*. 〈[http://nelp.3cdn.net/45866e5df92dd8ded7\\_3cm6b95u8.pdf](http://nelp.3cdn.net/45866e5df92dd8ded7_3cm6b95u8.pdf)〉 (最終アクセス日: 2013年12月22日)
- National Employment Law Project, Fiscal Policy Institute, and Good Jobs New York (2011) *An Assessment of Methods and Findings of the New York City Economic Development Corporation's Living Wage Study*. 〈[http://nelp.3cdn.net/4e3713f25bffd3cf0b\\_21m6bxkni.pdf](http://nelp.3cdn.net/4e3713f25bffd3cf0b_21m6bxkni.pdf)〉 (最終アクセス日: 2013年12月1日)
- Neumark, David and William L. Wascher (2008) *Minimum Wages*, The MIT Press
- New York City Council Legislation "Requiring the payment of a living wage to employees employed on property developed by recipients of financial assistance for economic development"  
 〈<http://legistar.council.nyc.gov/LegislationDetail.aspx?ID=664291&GUID=A83A5A5B-9589-4589-AAD7-5B2C6884610F>〉 (最終アクセス日: 2013年12月22日)
- New York Daily News "Mayor Bloomberg defeated in court, judge tosses suit against 'living wage' bill", July 2, 2013  
 〈<http://www.nydailynews.com/new-york/bloomberg-suit-living-wage-bill-defeated-article-1.1388864>〉 (最終アクセス日: 2013年12月22日)
- Niedt, Christopher, Dana Wise and Greg Ruiters (1999) "The Effects of the Living Wage in Baltimore" *EPI Working Paper* No.119, Economic Policy Institute.  
 〈<http://s3.epi.org/page/-/old/Workingpapers/BUILD.pdf>〉 (最終アクセス日: 2013年12月22日)
- Pearce, Diana (2010) *The Self-Sufficiency Standard for New York State 2010*, Prepared for the new York State Self-Sufficiency Standard steering Committee.  
 〈<http://www.fiscalpolicy.org/SelfSufficiencyStandardForNewYorkState2010.pdf>〉 (最終アクセス日: 2013年12月1日)
- Pollin, Robert, Mark Brenner, Stephanie Luce, and Jeannette Wicks-Lim (2008) *A Measure of Fairness: The Economics of Living Wages in the United States*, Cornell University Press.
- Retail, Wholesale and Department Store Union (RWDSU) (2013) "Economic Impact of First Nine Months of Living Wage Legislation".  
 〈<http://rwdsu.info/files/RWDSULivingWage1.pdf>〉 (最終アクセス日: 2013年12月1日)
- Rothstein, Jesse (2009) "Is the EITC as Good as an NIT? Conditional Cash Transfers and Tax Incidence" *CEPS Working Paper* No. 184  
 〈<http://politiquessociales.net/IMG/pdf/184rothstein.pdf>〉 (最終アクセス日: 2013年12月22日)
- Schmitt, John (2013) "Why Does the Minimum Wage Have No Discernible Effect on Employment?" Center For Economic and Policy Research.  
 〈<http://www.cepr.net/documents/publications/minimum-wage-2013-02.pdf>〉 (最終アクセス日: 2013年12月22日)
- The Official Website of the City of New York "Mayor Bloomberg Delivers Remarks About Job Creation And

Vetoed Prevailing Wage Bill”  
〈<http://www1.nyc.gov/office-of-the-mayor/news/151-12/mayor-bloomberg-delivers-remarks-job-creation-vetoed-prevailing-wage-bill>〉（最終アクセス日：2013年12月1日）  
Thompson, Matthew and Courchane, Marsha (2011) *The Economic Impacts on New York City of the Proposed Living Wage Mandate*, Charles River Associates.

〈<http://www.nycedc.com/sites/default/files/filemanager/Resources/Studies/CombinedReportLivingWageImpacts.pdf>〉（最終アクセス日：2013年12月1日）  
United States Department of Labor “Employment Law Guide”  
〈<http://www.dol.gov/compliance/guide/index.htm>〉（最終アクセス日：2013年12月22日）

